

別紙5 評価基準項目

【施設名】：横浜市精神障害者生活支援センター

審査項目	配点	評価内容
1 団体状況	30	
(1) 団体の理念・基本方針	5	団体の理念や基本方針が生活支援センターの設置目的等と合致し、公共性の高い事業も実施しているか。
(2) 財務状況	5	財務状況は健全であり安定しているか。
(3) 応募理由	5	応募理由に妥当性・具体性があり、熱意があるか。
(4) 社会福祉活動等の実績	15	現在、精神障害者を対象とした福祉施設の運営実績があるか。 運営している精神障害者福祉施設の運営実績および精神保健福祉活動への取り組み状況は良好か。 精神障害以外の社会福祉事業や、その他の社会貢献が団体として具体的な取組目標に位置付けられており、計画的に実施されているか。
2 事業実施方針	10	
(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能	5	生活支援センターが地域で果たすべき役割を団体として明確にイメージできており、機能についても検討がなされているか。
(2) 指定期間中の事業展開方針	5	10年後を見据えた事業計画が作成されているか。発展的な事業拡充が計画され、かつ実現性が担保されているか。
3 収支計画	5	
(1) 収支計画の適正性	5	提案の内容に無理がなく、科目ごとに適正な経費が計上されているか。また、実現性が担保されているか。
4 職員配置・育成	10	
(1) 職員の確保、配置	5	生活支援センターの運営に必要な十分な職員が確保されており、常に円滑な業務を実施できる体制がとれるか。適正な人員、精神保健福祉業務経験のある職員を配置することなどを意識しているか。
(2) 職員の育成	5	職員の資質向上のための研修が計画されているか。職員育成に対する姿勢が積極的であるか。
5 施設の管理運営	30	
(1) 事故防止への取組	5	事故防止のためのマニュアルの整備等をはじめとした体制の構築・取組は適切か。事故発生時、連絡体制などに具体性があり適切か。
(2) 緊急時(防犯・防災等)対応	5	緊急時の対応、連絡体制などが具体的に計画されており、適切か。また、公の施設としての役割を踏まえ、日常的に地域と連携した取り組みが計画されているか。
(3) 個人情報保護・情報公開への取組	5	個人情報保護の取組に具体性があるか。また、団体の運営状況が様々な手段により公開されているか。
(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組	5	障害者虐待防止及び権利擁護の取組に具体性があるか。(マニュアル等の作成、研修の実施含む)
(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組	5	利用者の意見や苦情を聴取する取り組みが計画されており、意見や苦情等を受けて、対応できる体制を構築し、利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。
(6) 指定管理料の効率性	5	指定管理料を低額に押さえる工夫がされているか。
6 具体的事業内容	55	
(1) 日常生活の支援 (居場所の提供、各種有料サービスの提供)	5	日常的に課題を抱えている精神障害者を正確に把握しているか。また、有料サービスをとおして支援の必要な利用者の把握に努め、個別具体的な支援が計画されているか。
(2) 相談支援	5	電話相談、面接相談、ケアカンファレンス等の実施により、適切な相談支援の実施が計画されているか。(個別支援のあり方、個別支援計画の作成を含む。)
(3) アウトリーチ(訪問・同行支援)	10	緊急支援、計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを盛り込んだアウトリーチ(訪問・同行支援)の方法が計画されているか。
(4) 嘱託医相談	5	嘱託医相談の実施計画がされているか。また、その後の支援に繋げるよう計画されているか。(月4回程度)
(5) 地域連携	5	関係機関(区役所、基幹相談支援センター、病院、精神障害者福祉施設、地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等)、関係団体(地元町内会、家族会等)との連携について、具体的に実施が計画されているか。
(6) 自主事業	5	生活体験の拡大となるような自主事業を、具体的に検討・計画しているか。
(7) 家族支援	5	家族支援に関する具体的事業が計画されているか。
(8) 普及啓発活動	5	精神障害者への理解の促進を図るための普及啓発活動に関する実施計画及び具体的な広報活動の実施計画がされているか。
(9) 精神障害者退院サポート事業	5	実施方針に地域移行・地域定着の視点があり、具体的に計画されているか。(病院との協働活動をはじめとした普及啓発活動、退院に向けての個別支援や退院後の地域定着に向けた個別支援のあり方、個別支援計画の作成を含む。)
(10) 障害者自立生活アシスタント事業	5	事業目的を踏まえた訪問支援の方法や対象者の把握方法について具体的な計画があるか。(個別支援のあり方、個別支援計画の作成を含む)
7 加減点項目	15	
(1) 市内中小企業等であるか	5	応募団体は市内に住所を有する中小企業等であるか。
(2) 前期(第2期)の管理運営の実績	10	前期(第2期)の指定管理業務の実績が良好であるか。
合 計	155	

<選定方法留意事項>

- 各委員より「評価基準項目」による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。
 - 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。
 - 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。
- ※応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準「各委員の採点結果の平均点が合計点の5割(77.5点)」に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。
- また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。